

## 第5 無効及び取消

### 1 法律行為が無効である場合又は取り消された場合（新設）

#### 民法第121条の2

- (1) 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条（民法第121条）の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

（改正前民法121条）

取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

今回の改正では、「無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。」とのみ規定し、原状回復の具体的な内容は規定せず、解釈に委ねることとなった。

給付受領者が給付を受けた当時、無償行為につき無効ないし取消し得るものであることを知らなかった場合における原状回復の範囲を限定することとした。

### 2 追認の効果（変更）

#### 民法第122条ただし書を削除する。

（改正前民法122条）

取り消すことができる行為は、第120条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。ただし、追認によって第三者の権利を害することはできない。

追認は、取り消すことができる行為を確定的に有効にするものであるから、追認することによって第三者の権利を害することはない。改正前民法122条但し書きは不要の規定であるから、削除することとした。

### 3 取り消すことができる行為の追認（変更）

#### 民法第124条

- (1) 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。
- (2) 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。
  - 1 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。
  - 2 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

（改正前民法124条）

- 1 追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなければ、その効力を生じない。
- 2 成年被後見人は、行為能力者となった後にその行為を了知したときは、その了知をした後でなければ、追認をすることができない。
- 3 前2項の規定は、法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合には、適用しない。

判例で要件とされているとおり、追認をするには、法律行為が取り消すことのでき

るものであることを知っていることが必要であることが、明文で明らかとなった。

また、成人被後見人を除く制限行為能力者は、法定代理人や保佐人、補助人の同意を得て追認することができることを明文化した。